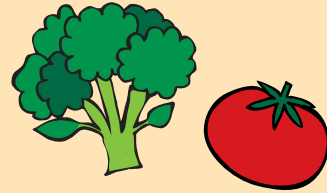


平成18年5月29日から、農産物の残留農薬基準が大きく変わります。



## 対策は？



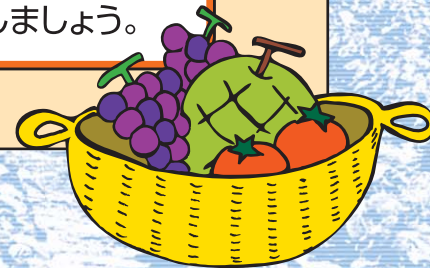
### ◎散布時に守りたいこと

- ① 散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう。
- ① 風の弱い時に風向に気をつけて散布しましょう。
- ① 散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう。
- ① 細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう。
- ① タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗っておきましょう。

### ◎こんな対策も有効

- ① まわりの作物にも登録のある農薬を使用する。
- ① 飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬を使用する。
- ① 境界区域では農薬を散布しない。
- ① まわりの作物をネットやシートなどで遮蔽したり一時的に覆う。

飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう。  
また、農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう。



#### 相談窓口

最寄りのJA、農業普及部・支所、  
または県農畜産振興課食料安全推進室(TEL:0852-22-6011)、  
県病虫害防除所(TEL:0853-22-6772)へお問い合わせ下さい。

農薬の使用に際しては  
これまで以上に  
注意をしましょう

食品衛生法にポジティブリスト制が導入され、いままで残留基準値が決められていなかった農産物にも一律の厳しい基準が設定されます。定められた基準を超えて農薬が残留する食品は販売等が禁止されるため、農薬使用基準を遵守することはもとより、散布する薬剤が周りの圃場に飛散し、農作物に残留することのないよう、これまで以上に、農薬散布においては飛散防止に気を付けなければなりません。



## ポジティブリスト制って何？

- 食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度のこと。平成18年5月29日から施行されます。
- この制度では、今まで残留基準値がない農薬には、**0.01ppm\***という低い数値が基準値（いわゆる「一律基準」）として設定されることになります。
- この基準値をオーバーすると、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

### ※0.01ppmとは？

ppmは、濃度や割合を示す単位で100万分の1をあらわします。0.01ppmは非常に低い濃度であり、100tの作物に1gの農薬が含まれていることを示します。これは、農薬が付着した手指で収穫物を扱ったり、散布器具中にわずかに残った農薬がかかるなど、ちょっとした注意不足によっても検出につながるほど微量なものです。従って、飛散にはことさら注意が必要です。

## ポジティブリスト制の導入後のイメージ

### ■これまでの制度

	農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
残留基準値	米	0.5ppm	5.0ppm	3.0ppm
	小麦	1.0ppm		
	ブロッコリー	1.0ppm	5.0ppm	2.0ppm
	キャベツ	0.5ppm	2.0ppm	
	コマツナ	0.5ppm		1.0ppm
	エダマメ	1.0ppm		

基準値が未設定の「空欄」は農薬が検出されても規制の対象外

■ 残留基準

ポジティブリスト制度へ移行

### ■これからの制度

	農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
基準値	米	0.5ppm	5.0ppm	3.0ppm
	小麦	1.0ppm	一律	暫定
	ブロッコリー	1.0ppm	5.0ppm	2.0ppm
	キャベツ	0.5ppm	2.0ppm	一律
	コマツナ	0.5ppm	一律	1.0ppm
	エダマメ	1.0ppm	一律	暫定

これまで基準値が未設定だった部分（空欄）にも、農薬と農作物ごとに全て基準値が設定され、規制の対象になります。

■ 残留基準

■ 暫定基準を設定するもの（基準値は国際基準等を参考に設定）

■ 一律基準を設定するもの

規制対象

どんな風になるの？

あー!? なんだこりゃ?

お互い農薬が飛散しないように注意しようね。

規制の対象外だから、少々周辺に農薬が飛散しても大丈夫だよ。

いい加減な気持ちでは農薬散布ができないなあ。

## どんなときに注意が必要？

【使用しようとする農薬がまわりの食用作物に登録のない場合】

次の場合には特に注意が必要です

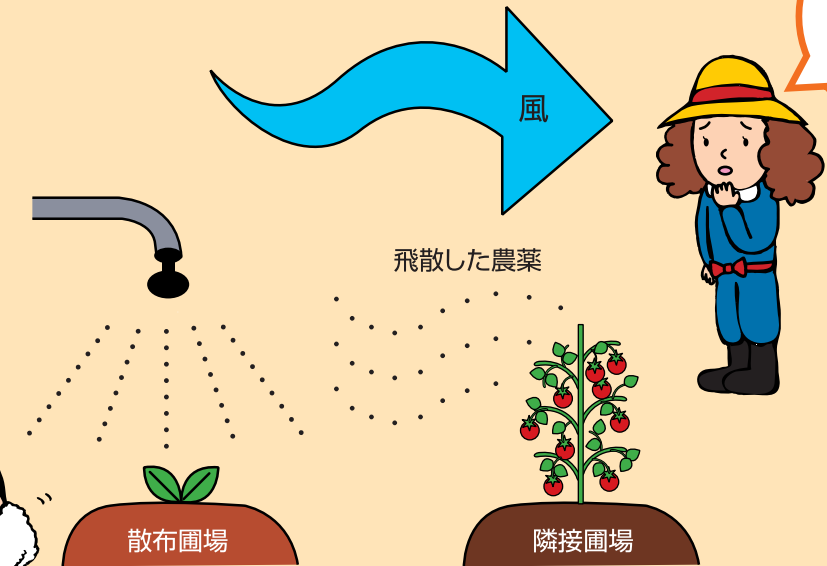
圃場同士の距離が近いとき

隣の食用作物の収穫が近づいてきたとき

飛散が起こりやすい散布方法のとき

注意するから大丈夫だよ!

でも…心配だな…



- ① 風が強いほど飛散距離は大きくなります。
- ① 散布圃場に近い場所ほど飛散量は多くなります。
- ① 次の場合は飛散が多くなる傾向があります。
  - ◎細かすぎる散布粒子のノズルを使う場合
  - ◎散布圧力を上げすぎる場合

つまり、これまで以上に気をつけなくてはいけないのは…………… **飛散**

散布することをまわりの栽培者に伝え、日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことも重要です。